

平成 23 年度林野庁「森林総合利用推進事業」里山林再生実践地域募集要領

平成 23 年 5 月

里山林事業事務局

(東京農業大学 農山村支援センター、
NPO 法人共存の森ネットワーク)

はじめに

東京農業大学農山村支援センターならびに NPO 法人共存の森ネットワークは、平成 23 年度林野庁補助事業「森林総合利用推進事業」に基づき、里山林再生実践地域を下記の要領で募集します。

第 1 事業の趣旨

日本の里山林*は、高度成長期に石油中心の産業・生活が成立するまで、燃料、建材、肥料、食料生産・採取の場として長く活用されてきました。たとえば、山菜採取、焼き畑農業、柴や薪炭など、里山の使い方、整備方法は、地域ごとに異なり、持続的な利用形態や半栽培形態をとっていました。ある地域の里山林で持続的にめぐみを得ることは、「その地域で独自に根付いた」技術です。

しかしながら、産業・生活スタイルの変化によって、里山林は活用される機会が少なくなり、全国的に放置されています。また、森林ボランティア活動などは近年盛んになってきていますが、里山資源の利用価値が見いだせないことや、不在地主の問題などから、放置里山林は減少していないのが実情です。こうしたことから、地域ごとの智恵や技術が失われつつあります。

本事業は、当該里山林が存在する地域の住民が主体となり、NPO等の多様な主体との連携等により、里山資源の利活用と組み合わせ、現在放置されている里山林の整備に自立的・継続的に取り組むためのマニュアルの策定、人材の育成、情報発信を行うことによって、里山林整備の取組の拡大を図ることを目的とするものです。

そのため、当該事業の趣旨に賛同し、マニュアルの策定等のための調査・検証等にご協力いただける市町村・地域団体（集落組織、財産区、生産森林組合や共有林組合等の森林を所有している者あるいは管理している組織等、以下「実践地域」という）を以下の要領で募集します。

*里山林：居住地域近くに拡がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持管理されてきた森林。

第 2 事業内容等

本事業は、全国の里山林再生に資する里山林整備・利活用マニュアルの策定のために、実践地域において3カ年を目途に以下の調査・検証等を行うこととしています。

(1) 初年度

- ・実践地域において、森林所有者及び里山林再生に取り組む連携主体との調整、現地ワークショップ、自然環境・社会環境の現地調査、試行活動の実施を経て、里山資源の利活用や実施体制構築と組み合わせた、実践地域の「里山林整備指針（案）」（以下「整備指針（案）」という）を策定します。
- ・ワークショップ、試行活動、現地調査については、実践地域に、地域リーダー・現地技術者・現地調査員を置いていただく予定です。調査方針や方法は事務局（NPO法人共存の森ネットワーク）とともに検討します。また、必要に応じ専門家を派遣いたします。
- ・策定した整備指針（案）に基づく実践地域の活動を対象に、全国の里山林再生に資するマニュアル（案）策定のために必要な調査・検証を開始します。

(2) 2年度目・3年度目（予定）

- ・引き続き、整備指針（案）に基づく活動を実践地域の方々により行っていただくとともに、策定した整備指針（案）に基づいた具体的な実践活動についての調査・検証を補助事業実施団体において行います。
- ・補助事業実施団体において活動についてのモニタリングおよび社会・経済評価を行い、当該地域の里山林の整備指針（案）を修正・確定するとともに、ウェブサイト等で当該実践地域の情報発信を行います。

(3) その他

- ・(1)の初年度の事業については、実践地域と事務局が適宜連絡調整を行いつつ、共同で行います。なお、地域調整や試行活動素案の企画等については、地域側の主体性を尊重します。
2、3年度目については、実践地域による自立的な活動実施を目指します。具体的な活動の企画運営、推進体制・安全体制の構築、整備指針（案）の改訂箇所を検討などは、実践地域が主となって進めます。また、全国版のマニュアルに資するための調査・検証は補助事業実施団体が主に実施しますが、実践地域の方々にも協力いただくこととなります（モニタリング調査の継続、その他活動・体制づくり等に関わる情報提供等）。
- ・各年度末に、他の実践地域との合同で「成果報告会」を行う予定です。

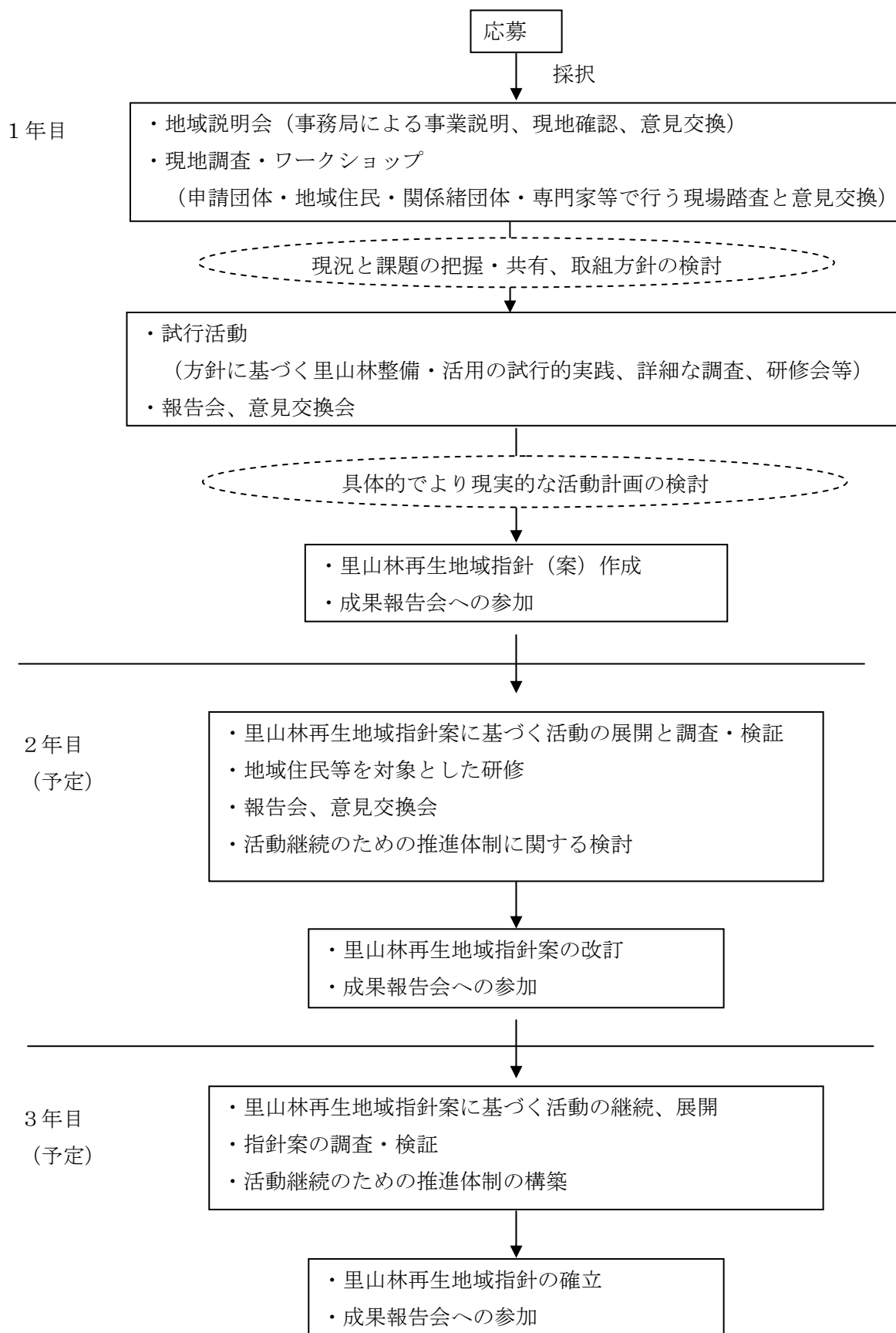
第3 経費について

(1) 人件費については、事務局が実施する現地調査等に係る地域リーダー、現地技術者及び調査員の人件費の一部について事務局で負担します。なお、実践地域が整備指針（案）に基づき実施する里山林整備（間伐、下刈り、堆肥作り、炭焼き等の作業）にかかる人件費は対象外です。

(2) 実践地域の応募主体への資金補助・助成等はありません。

ただし、事務局が実施する調査や、試行活動、調査等に伴って発生する消耗品費、専門家の旅費・謝金、印刷コピー代、会議室等の賃借料等の費用は、事務局が負担します。

第4 事業の流れ



第5 実践地域の募集

(1) 応募資格

実践地域の応募ができる者は、市町村、地域団体（集落組織、財産区、生産森林組合や共有林組合等の森林を所有している者あるいは管理している組織等）であって、原則として次の要件を満たす者です。

- ① 放置されている里山林の整備とともに、里山林の活用を積極的に行う意志があること。
- ② 地域内に里山林が存在し、主に活動現場となる範囲の里山林が、森林法第5条地域森林計画対象森林であるか、もしくはそれと隣接するなどして一体的に管理することが適当な森林であること。
- ③ 里山林の整備・活用について、所有者または利用権を有する者の合意があるか、合意がとれる見込みがあること。
- ④ 里山林整備、里山林の活用を行うと想定される土地所有者、集落組織、森林組合、NPO、大学等研究機関、企業等の多様な主体が存在し、協働する見込みがあること。
- ⑤ 申請者が地域団体等である場合、構成している者のうち2分の1以上が、当該里山林が存在する（もしくは当該里山林を伝統的に活用してきた）地域の住民であること。
- ⑥ 申請者が地域団体等である場合、採択後の事業実施段階で市町村との連携がとれること。

(2) 採択件数

3件（地域）を予定しています。

(3) 応募方法

所定の「森林総合利用推進事業実践地域応募申請書」を作成し、下記宛てに提出してください。申請書様式は下記ウェブサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。

里山林事業事務局

〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1 東京農業大学 農山村支援センター内

TEL : 03-5477-2678 FAX : 03-5477-2609 MAIL : access@satoyama-navi.jp

<http://www.satoyama-navi.jp>

申請に当たって提出された応募書類は返却いたしません。

また、申請書類は実践地域の選定に関する審査以外には使用しません。

申請書の具体的な記入方法等にご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

(4) 募集期間

受付は、平成23年5月10日（火）から~~6月10日（金）まで行います（締切当日消印まで有効）。~~

6月17日（金）まで行います（必着）。

第6 審査等

(1) 審査方法

事務局が設置する有識者等による第三者委員会において、審査し、実践地域を選考します。委員会及び選考過程は、非公開とします。

また、選考に当たって、応募者から実践地域候補についての説明を受ける場合があります。

(2) 審査の基準

以下のような観点で審査を行います。

- ◆過去の利用方法から、里山林の定義に相当する里山であるといえるか。
- ◆現状の問題把握、自分たちの課題を認識し、採択後の活動の目安がついているか。
- ◆里山林及び地域の将来について、方向性や展望が描けているか。
- ◆実現可能性、妥当性、持続の見込みがあるか。

なお、上記基準のほか、全体で3地域を選定するにあたり、以下の観点でバランスを考慮します。

- ①里山の生態特性に着目し、実践地域のバランスを検討します。
- ②里山の整備に着目し、整備の可能性、効果の見込みを検討します。
- ③里山の利活用に着目し、以下の3タイプについての可能性とバランスを検討します。
 - ア 木材・エネルギー・特用林産物等を活用した生業創出型
 - イ 人材育成や交流活動による里山文化創出型
 - ウ 生物多様性に配慮した里山景観保全型
- ④そのほか、地域全体の姿勢、これまでの類似の取組み等に着目し、検討します。

(3) 審査の通知

実践地域選定後、応募されたすべての地域に対し、すみやかに結果を通知します。

選定地域については、ウェブサイト等で公開します。